

医政発 0527 第 28 号
平成 28 年 5 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

改正介護保険法の施行に伴う「医療法人の附帯業務について」の一部改正について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号) の施行に伴う介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の改正により、通所介護のうち小規模なものについては、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられる等、所要の見直しが実施されたところである。

これに伴い、「医療法人の附帯業務について」(平成 19 年 3 月 30 日付医政発第 0330053 号)(以下「附帯業務通知」という。)の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

なお、本改正中「これに類するものを含む。」については、介護保険法等各種制度の改正に対応するものであり、附帯業務通知に掲げる業務に類するものでない事業については対象としていないことに留意した上で、引き続き、医療法人の適切な法人運営及び事業実施について、指導監督方お願いする。

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号) (抄) の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務<u>(これに類するものを含む。)</u>の全部又は一部を行うことができる。(医療法第42条各号)</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。</p>	<p>(別表)</p> <p>医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。(医療法第42条各号)</p> <p>なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。</p>
<p>第1号～第5号 (略)</p>	<p>第1号～第5号 (略)</p>
<p>第6号 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のI、IIに記載される業務であること。 <p>I．直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、<u>地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス</u>（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）、第一号訪問事業若しくは第一号通所事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事</p>	<p>第6号 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のI、IIに記載される業務であること。 <p>I．直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為</p>

改正後	改正前
業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。 ア～ウ (略) ⑧～㉐ (略) Ⅱ. (略)	であって次に掲げるもの。 ア～ウ (略) ⑧～㉐ (略) Ⅱ. (略)
第7号 (略) 第8号 (略)	第7号 (略) 第8号 (略)
留意事項 (略)	留意事項 (略)

改正後							改正前							
(別添) ○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け							(別添) ○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け							
<p>・「医療法人」欄の説明……「〇」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象 ・「区分」欄の説明……「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。</p>														
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考	社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考	
第一種社会 福祉事業	生活保護法	救護施設					第一種社会 福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設							更生施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で人所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供的施設を除く。			生計困難者を無料又は定額な料金で人所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供的施設を除く。	
	児童福祉法	生計困難者に対する助葬		●	告示				生計困難者に対する助葬		●	告示		
		乳児院		●	告示				乳児院		●	告示		
		母子生活支援施設		●	告示				母子生活支援施設		●	告示		
		児童養護施設		●	告示				児童養護施設		●	告示		
		障害児入所施設		●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行なうことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行なう場合、手続の並行性に伴い、定款等の変更認可日が後れることはあるを得ないこと。			障害児入所施設		●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手續は、原則として都道府県の指定を受ける前に行なうことが必要であるが、指定手續と定款等の変更手續を並行して行なう場合、手續の並行性に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。	
		情緒障害児短期治療施設		●	告示				情緒障害児短期治療施設		●	告示		
		児童自立支援施設		●	告示				児童自立支援施設		●	告示		
	老人福祉法	養護老人ホーム						老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス					特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム(注)		○	告示	(注)ケアハウスのみ可			軽費老人ホーム(注)		○	告示	(注)ケアハウスのみ可	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援法	障害者生活支援施設		●	告示			障害者支援法	障害者支援施設		●	告示		
		婦人保護施設		●	告示				婦人保護施設		●	告示		
	児童防正法	授産施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。		児童防正法	授産施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。	
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業		●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続きを通じた事業			生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業		●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続きを通じた事業	

改正後						改正前					
第二種社会福祉事業 児童福祉法	生計困難者に対する金銭等供与			○	告示				○	告示	
	生計困難者に対する生活相談			○	告示				○	告示	
	生活困窮者 認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示				○	告示	
	障害児通所支援事業			○	告示				○	告示	
	障害児相談支援事業			○	告示				○	告示	
	児童自立生活援助事業			○	告示				○	告示	
	放課後児童健全育成事業			○	告示				○	告示	
	子育て短期支援事業			○	告示				○	告示	
	乳児家庭全戸訪問事業			○	告示				○	告示	
	養育支援訪問事業			○	告示				○	告示	
	地域子育て支援拠点事業			○	告示				○	告示	
	一時預かり事業			○	告示				○	告示	
	小規模住居型児童養育事業			○	告示				○	告示	
	小規模保育事業			○	告示				○	告示	
	病児保育事業			○	告示				○	告示	
	子育て援助活動支援事業			○	告示				○	告示	
	助産施設			○	告示				○	告示	
	保育所			○	告示				○	告示	
	児童厚生施設			○	告示				○	告示	
	児童家庭支援センター			○	告示				○	告示	
	児童の福祉増進相談事業			○	告示				○	告示	

